

## 第 58 号議案

### 和解の件

次のとおり和解を成立させる。

令和 7 年 9 月 2 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

#### 1 本件の概要

令和 5 年 4 月 1 日、本市と相手方とは、本市を委託者、相手方を受託者として、こども医療費助成制度の拡充に伴う福祉医療システムの改修業務に係る委託契約（以下「本件委託契約」という。）を締結した。これに基づいて、相手方が履行した福祉医療システムの改修業務において、必要な改修の一部が履行されなかったため、令和 6 年 6 月の受給者証更新の際に同一世帯の受給者証を一つの封筒に同封できず、発送数が増加したことにより、発送遅延が発生した。このため、封筒の増刷や医療機関向けのコールセンターを設置する等の対応が必要となり、本市に損害が発生した。

本件委託契約に係る不履行について、本市と相手方との間において、おおむね次の内容で、和解を成立させることとなったものである。

#### 2 和解の相手方

大阪市北区堂島浜 1 丁目 2 番 1 号

株式会社日立システムズ 関西支社

支社長 藤井 秀也

#### 3 和解の内容の要旨

- (1) 相手方は、本件委託契約に係る不履行に伴い本市が被った損害に対する解決金として、金 8,492,245 円を、本市が発行する請求書受領後 30 日以内に、本市の指定する口座に振り込む方法により支払う（ただし、最終日が金融機関の休業日である場合は、翌営業日までに支払うものとする。）。
- (2) 本市は、和解成立後、遅滞なく前号の金員に係る請求書を作成し、乙に送付する。
- (3) 本市と相手方は、和解成立後、正当な理由なく、本件の内容、交渉の経緯及び和解の内容について、第三者（ただし、株式会社日立製作所を除く。）に

開示又は公表しない。

- (4) 本市と相手方には、前各号に定めるもののほか、本件については何らの債権債務がないことを確認する。

#### 理 由

和解を成立させるに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要があるため。